



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

613	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	1
614	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(").....	1
615	名田周辺土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	1
616	平成24年和歌山県告示第589号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課).....	2
617	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	(資源管理課).....	2

○ 公告

	大規模小売店舗の届出の取下げ	(商工振興課).....	2
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	3
	〃	(").....	3

告 示

和歌山県告示第613号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年5月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071800530	有限会社友里園	訪問介護こもれば	和歌山県岩出市森236番地	訪問介護	令和5.4.30

和歌山県告示第614号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年5月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072401452	株式会社吉本	内の川訪問介護	和歌山県西牟婁郡白浜町栄90番地3	訪問介護	令和5.5.1	令和11.4.30

和歌山県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、名田周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年5月16日

退任した役員(令和5年3月31日退任)

職名 氏 名 住 所
理事 夏目庄一 御坊市熊野49番地

和歌山県告示第616号

平成24年和歌山県告示第589号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部を次のように改正する。

令和5年5月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表中「有田市宮崎町(逢井を除く。)に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業」を「有田市宮崎町(逢井を除く。)に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業を主とする漁業」に改める。

和歌山県告示第617号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年5月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山県和歌山市新和歌浦4番1号 藪豊 和歌山県和歌山市西浜941-13 藪幸介	和歌浦 加入区	和歌浦漁業協同組合
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満763-4 常陸裕太 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満824-6 船野保	那智 加入区	和歌山東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年5月16日から同月30日まで

(2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

日本漁船保険組合和歌山県支所

和歌浦漁業協同組合事務所

和歌山東漁業協同組合那智支所事務所

公 告

公 告

次の大規模小売店舗について、令和5年3月22日付けで大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定によりなされた届出が取り下げられたので、次のとおり公告する。

令和5年5月16日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーエバグリーン橋本店
和歌山県橋本市東家六丁目330番3外
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和5年4月11日(令和5年和歌山県告示第485号)
- 3 取下げ年月日
令和5年4月21日
- 4 取下げを行う理由
計画を一部見直すため

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年5月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画下水道(橋本市公共下水道)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年5月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
高野口都市計画下水道(高野口町公共下水道)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課